

(第1面)
開発構想変更届出書

(届出先)
横浜市長

住所
氏名
電話
()
(担当者氏名及び連絡先)

印

年 月 日

横浜市開発事業の調整等に関する条例第15条第1項の規定により、開発事業の構想の変更について届け出ます。

開 発 事 業 受 付 番 号		第 号																		
開発事業区域に含まれる地域の名称																				
標 識 の 修 正 (予 定) 日																				
開 発 事 業 区 域 の 面 積 m ²																				
敷地の概要	区 域 区 分		市街化区域 / 市街化調整区域																	
	用 途 地 域		地 域		高 度 地 区		地 区													
	そ の 他 の 地 域 地 区				都 市 計 画 施 設															
	指 定 建 ぺ い 率		%		指 定 容 積 率		%													
	宅 地 造 成 等 規 制 法		規制区域 内・外		そ の 他															
地目別	区 分		宅地		農地		山林		官有地		その他		計							
	面 積		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²							
	比 率		%		%		%		%		%		%							
地 域 ま ち づ く り 計 画			都市計画マスタープラン(地区プラン)																	
			地区計画								建築協定			有・無						
			地域まちづくりプラン								地域まちづくりルール									
そ の 他 の 計 画																				
開 発 事 業 の 目 的																				
開 発 事 業 の 種 類			☐ 開発行為 ☐ 大規模な共同住宅の建築 ☐ 市街化調整区域における建築物の建築(敷地面積が3,000m ² 以上) ☐ 宅地造成 ☐ 斜面地開発行為																	
			開発事業の着工予定年月日				年 月 日				開発事業の完了予定年月日				年 月 日					
			土 地 利 用 区 分		宅地		道路		公園等		排水施設		貯水施設		公益用地		その他		計	
			面 積		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²	
			区域面積に対する比率		%		%		%		%		%		%		%		100%	
宅 地 内 利 用 区 分			空地											その他		計				
			道路状		歩道状		広場状		緑化											
			面 積		m ²		m ²		m ²		m ² (本)		m ²		m ²					
宅地面積に対する比率			%		%		%		%		%		%		100%					
切土又は盛土面積					m ²															
土量			搬出・搬入 (m ³)		切土					m ³										
					盛土					m ³										
予定される建築物等																				
概要	敷 地 面 積		m ²																	
	建 築 面 積		m ²					建 ぺ い 率		%										
	延 べ 面 積 (車 庫 等)		m ² ()					容 積 率		%										
	高 さ		m					住 戸 数		戸										
	用 途							駐 車 台 数		台										
	構 造							棟 数												
	階 数		地上 階地下 階																	
変 更 の 理 由																				
変更箇所一覧(項目が多い場合は同様式の別紙による提出も可能です。)																				
変更項目					新					旧										
受付処理欄																				
受 付 年 月 日					年 月 日															

(注意) 1 署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。
2 印の欄は、記入しないでください。
3 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
4 横浜市開発事業の調整等に関する条例第10条の規定により開発構想書を提出する際に添付した図書のうち変更に係る図書を添付してください。
5 開発構想変更届出書及び図書は、3部提出してください。
6 標識の状況が分かる写真を添付してください。

(第2面)

(特定大規模開発事業)

開発事業における配慮項目	開発事業計画における開発事業者の見解
1 殊更に小規模な開発事業区域を設定しないこと。	
2 開発事業に伴い必要となる開発事業区域内外の公共施設の整備に関すること。	
3 開発事業区域に伴い必要となる開発事業区域内外の公益的施設の確保に関すること。	
4 開発事業区域に設けた公共施設及び公益的施設の横浜市への引継ぎ等の措置に関すること。	
5 地域まちづくり計画が策定されている場合は、当該計画との整合に関すること。	
6 予定建築物の建築又は工作物及び特定工作物の建設における周辺環境との調和等に関すること。	
7 住宅の建築の用に供する目的で行う開発事業に当たっては、適正な土地利用の維持と良好な居住環境の保全に関すること。	
8 開発事業区域及びその周辺の地域における防犯対策に関すること。	
9 開発事業区域及びその周辺の地域における通行の安全に関すること。	
10 開発事業区域及びその周辺の地域における利便の増進に寄与する公益的施設用地の横浜市への譲渡に関すること。	
11 その他	

(第3面)

(特定大規模開発事業以外の開発事業)

開発事業における配慮項目	開発事業計画における開発事業者の見解
1 殊更に小規模な開発事業区域を設定しないこと。	
2 開発事業に伴い必要となる開発事業区域内外の公共施設及び公益的施設の整備に関すること。	
3 開発事業区域に設けた公共施設及び公益的施設の横浜市への引継ぎ等の措置に関すること。	
4 地域まちづくり計画が策定されている場合は、当該計画との整合に関すること。	
5 予定建築物の建築又は工作物及び特定工作物の建設における周辺環境との調和等に関すること。	
6 その他	